

# 佐賀市史 (下卷)

## 第一編 佐嘉城下町

佐嘉城總普請並に城下町建設に就ては本史上卷第三編第三章に總記するところありたるも補遺の意味を以て書き漏らしたることなどを左に記載する。

### 第一章 佐嘉城構築

#### 第一節 工事央に中止

龍造寺氏が盛名を走せてゐた頃は、村中城、水ヶ江城の両城を保ち四方を攻略し隆信に至り五州二島の太守として其の威を揮ひ、尙ほ大に爲す所あらんとして島原の征戦に臨み、隆信不幸にして戦歿せしかば、其死後は事実上、鍋島直茂の世となり豊臣秀吉の征韓役にも軍兵を率て出征した、徳川家康、海内を統一するに至り、鍋島直茂、龍造寺氏の後を継ぎ、水ヶ江の城は隆信の弟龍造寺長信の有たらしめ、村中城は漸次取除かれて慶長十三年六月十一日より鍋島主水茂里を総奉行とし、東島、馬場両名を副奉行として佐嘉城の總普請に着手す

る事になつた。



佐賀城内アシリ旧城大ノ台式

然るに普請未だ完成せざる先ち元和元年六月幕府(徳川秀忠)は一國一城とすべきことを命じたので、佐嘉城の普請も中止せらるゝ事となつたが、佐嘉城は鍋島家なべしまたけ宗家の居城にして肥前国の牙城である、一國一城の命令が発せられたにせよ、その工事を中止するにも及ばざりしなるべく、寧ろ之を完成して其の守備を固ふするも、一國一城の命令に觸るゝところなかるべく幕府も亦之を咎むるの要はなかつたであらうに惜しい事であつた、しかし当時幕府の権勢は今日吾人が論ずる如く簡単には行かぬものあつたであらう。

兎に角この命令の為に工事は未完成の裡に中止せられたが、鍋島直茂平素の教訓に「名戦は籠城してゐては勝目は無い、ソコデ城などは不用である、たと腹を切る時に矢を防ぐだけの猶豫があれば宜しい」と謂つてゐたさうである、蓋し葉隠武士の真意であらう。

佐嘉城の総普請につれ、城下町、及び武家屋敷町(所謂小路)を建設すべく鍋島市佑を奉行として之に着手せしめたことは是亦上卷第三編第三章に記載せし所である、即ち初め佐賀郡蠣久(鍋島村)から太神宮を伊勢屋町に遷し北面天満宮を同地より六座町に奉祀した。

慶長十三年町、小路を右近刑部、都合支配として最初に六座町を、次に伊勢屋町を建て、漸次久町を建設するに至つた、其の町の名は第三編にも記したが、闊読の便宜上重複を厭はず左に録する事とする。

高尾町	牛島町	枝吉町	矢矧町	高木町
蘆町	今宿町	江上町	紺屋町	材木町
柳町	蓮池町	吳服町	元町	東魚町
八百屋町	中島町	夕日町	白山町	勢屯町
米屋町	中町	唐人町	唐人寺町	多布施町
伊勢屋町	岸川町	西魚町	點屋町	六座町
駄賃町	長瀬町	八戸宿	本庄町	厘外町
牛島町	紺屋町	材木町	下今宿町	上今宿町
柳町	蓮池町	上芦町	高木町	吳服町
元町	東魚町	八百屋町	中島町	夕日町
勢屯町	白山町	唐人町	唐人寺町	米屋町
中町	多布施町	伊勢屋町	岸川町	伊勢屋本町

右の内、高尾町、枝吉町及び江上町は今は佐賀郡に属せしめられてゐるが其後更に町名を左の如く定められた。

城下の町々

点屋町 西魚町 駄賃町 六座町 長瀬町  
 ○道祖元町 本庄町 ○向町 ○天祐寺町 厘外町

(○印は新町名)

即ち高尾、枝吉、江上の各町を郡部に移し矢矧町、芦町、今宿町及び八戸宿の名を廃し更に芦町を上芦町、今宿町を上今宿町、下今宿町に分ち、伊勢屋本町、道祖元町、向町、天祐寺町の七ヶ町を設けられてゐる。

現在追手橋と云

下今宿町 是東、釘貫際より西、橋際まで三百十六間  
 上今宿町 是東、思案橋より、北へ折廻り大手橋際まで六十七間  
 上芦町 是東、落橋(大手橋か)より西、新堀端まで二百四十三間  
 伊勢屋本町 是北、太神宮東脇より、折廻りて西魚町の境まで百三十一間  
 道祖元町 是西、橋より東、道祖神橋まで七十間  
 向町 是北、井樋際より南、觀音堂まで百七十六間  
 天祐寺町 是間數勤ふべし(此町の間數は佐賀繁昌記に依る)

其後星移り物變りて世は明治維新の嵐に吹かれて、四民平等となり、明治二十二年の市制町村制実施となり佐賀にも市制が施行せられ市制施行後の佐賀市は左の各町を管轄してゐたが、大正十一年十月一日佐賀郡神野村を合併して更に神野、大財、上多布施、三ヶ町を加へ總計三十七ヶ町を所轄する事となつた。

現在の佐賀市各町(三十七ヶ町)

東田代町	牛島町	紺屋町	下今宿町	材木町
柳町	蓮池町	上芦町	高木町	吳服町
元町	東魚町	白山町	寺町	唐人町
米屋町	中町	多布施町	岸川町	伊勢屋町

伊勢屋本町	点合町	六座町	長瀬町	八戸町
道祖元町	本庄町	西田代町	西魚町	與賀町
赤松町	松原町	水ヶ江町	厘外町	
神野町	大財町	上多布施町		

而して之れを五十六区に分ち、各区に区長及び区長代理者を設けて、市政の運用に努めて居る。

### 第三節 武家屋敷（小路）

佐嘉城は市の南部にあり、周囲をかこむ武家屋敷（お小路）は、右近刑部の建設するところで、小路附近の各町は此等各小路の諸用を達してゐる、そして市の殆ど中央に龍造寺八幡宮を奉祀せる八幡小路が東西に流れて、是より東を「東かた」と云ひ、西を「西かた」と呼んでゐた。

世間では小路を「しようち」或は「こうぢ」と称へるが、佐賀では「くうち」と呼ぶ、これは土地の訛りであらうが中には「しようち」（独鮎小路の如き）と呼ぶ所もあれど大抵は訛りに任せて「くうち」と云ふが普通である佐賀繁昌記の示すところに依り各小路の名を記すれば

- 松原小路（東西）
- 中ノ小路（また大名小路と云）（東西）
- 八幡小路（東西）
- 高木町裏小路（東西）
- 枳馬場小路（東西）
- 同小路（南北）
- 片田江登小路、南北）
- 片田江北一番土手際小路（東西）
- 同二番横小路（東西）
- 同三番小路（東西）
- 同四番小路（東西）
- 同五番小路（東西）

同六番小路(東西)

同八番小路(東西)

東田代(東西)

江潮端小路(東西)

紺屋町南一番天神通り横小路(東西)

同三番横小路(東西)

同二番竖小路(南北)

矢矧町小路(南北)

庄屋小路(南北)

北御門通小路(南北)

辻ノ堂小路(南北)

同竖小路(南北)

西田代竖小路(南北)

正丹小路(南北)

泰長院門前小路(南北)

精町西横小路(東西)

石長寺小路(東北)

龍泰寺西小路(南北)

妙安寺小路(南北)

南御堀端小路(東西)

寶琳院小路(南北)

鬼丸西竖小路(南北)

同東竖小路(南北)

同七番小路(東西)

堀端小路(東西)

今泉(東西)

紺屋町通小路(南北)

同南より二番横小路(東西)

同東一番竖小路(南北)

同三番竖小路(南北)

木塚小路(南北)

北御堀端小路(南北)

西御堀端小路(南北)

川原小路堀端(東西)

同裏小路(南北)

西田代横小路(東西)

本行寺小路(南北)

精町小路(南北)

精町東横小路(東西)

石長寺西横小路(東西)

本庄通小路(東西)

興賀八丁馬場小路(東西)

中小路(南北)

寶琳院東横小路(東西)

鬼丸南横小路(東西)

水ヶ江西一番竖小路(南北)

正丹小路

中周路

## 鷹匠小路

水ヶ江二番南豎小路(南北)

同東横小路(東西)

同慶雲院前横小路(東西)

虎次豎小路(南北)

同下今宿へ通小路(南北)

下今宿裏小路(東西)

同横小路(東西)

同北豎小路(南北)

同大崎へ通小路(南北)

虎次横小路(東西)

安住小路(南北)

同堀端小路(東西)

などの小路が挙げてあるが其外に「多布施小路」は昔し鍋島直茂隠居の時これに附随した諸士の居所である、片田江小路は豎にして横は七条小目、馬責馬場、椎小路、武小屋小路、元会所、十間堀端等の名あり、田代、今泉、今宿裏小路、古賀、鷹師小路、水ヶ江(又云虎次小路)、大崎及び西水ヶ江一廓は多久家の支配にして赤松屋敷と号すとあり、また中なかノ館たち、鬼丸小路等の名は龍造寺時代の古い地名として今尚ほ残つてゐる。

時勢の変遷に伴れて此の小路中には今は世間に其名を忘れられたるもあり、或は土地の廢合などから、其名の消滅せるものもあるであらう、又市の發展に従ひ明治、大正、昭和にかけて水ヶ江新道、紡績通り、果廳通り、佐高通り、楠公通り、掘江通りなどの新地名を設けられたものもある。

片田江の七小路として佐嘉繁昌記時代の名とは異がつたところもあるが、今は北から馬責馬場、通り小路、椎小路、花房小路、中ノ橋小路、積小路、会所小路と順に東西に小路が流れてゐるを一首の歌に詠めるがある面白ければ筆の序に之を紹介しやう但し北より順に之を詠み片田江七小路の順位を示せるものである。

馬、通、り、椎、に、花、房、中、ノ、橋

積に会所は片田江のうち

## 第二章 城濠一部の埋立

### 第一節 佐嘉神社外苑施設

昭和八年十月別格官幣社佐嘉神社の創祀せらるゝや、是より先き同神社の外苑施設、其他に必要ありて舊城濠全部の無償下渡しを鍋島侯爵家に請ひ、其一部を埋め立て、埋立地の一部は佐嘉神社の外苑として鍋島家に献納し、一部は公入札、又は随意契約で適宜賣却せんと希望を以て、同年（昭和八年）三月初旬、佐賀市では市会協議会の議を経、佐嘉神社奉賛会地方役員の賛助をも得て之を鍋島家に請願せしに、鍋島家では佐賀市の福利増進を助成する意味と、また佐嘉神社外苑を速成せんとする佐賀市の意味を諒とし、その申出でに内諾を與へられた。

是に於て同年四月二十八日公式に市会を開き、鍋島家に対して城濠全部の無償譲受け申請を為すこととし其の条件として

- 一、佐嘉神社前の縣道より南方萬部島前の市道に至る間の城濠全部の埋立てを昭和八年度中に完成し適當の時機に鍋島侯爵家に返納すること。
- 二、城濠の遺跡を永久に記録標識する爲め實測圖、寫眞及び模型を作成保存し又適當の標識に依り其の輪廓及び記録を明示すること。
- 三、埋立事業を市に於てし左記の外一般水利並に遊水池としての價值を損せざる程度に於て適宜之を計畫實行すること。

(イ) 縣廳前の南北道路東西の城濠は之を保存すること。

(ロ) 西堀端に沿ふ城濠は約半分を埋立て、東岸の楠土手に沿ひ約廿間幅の濠を残し、之を清淨に保つこと。

四、城濠に沿ふ楠土手全部の護岸工事は市に於て施行すること。

五、市借用地の楠土手は舊態のまま之を保存すること。

六、城内の鯉の門は市に於て舊態のまま保存すること。

七、縣有に屬する刑務所跡(佐嘉城二ノ丸)の跡の南東隅鍋島直大侯誕生地の場所を市に譲受る場合は同地に記念碑を設立すること。

八、赤松町の城南橋東方の城濠埋立地完成の上其の内約一千坪を鍋島侯爵家に無償譲渡すること。

而して本問題は前以て鍋島家に於ても既に了解ある問題なるを以て、市の請願を容れて之が譲渡を許容する事となつた。

## 第二節 城濠埋立反對説

鍋島家より佐賀市に対し舊城濠の無償譲渡しを承諾ありしを以て、昭和八年七月八日市会に附議して其尙左記の分を八年度に於て埋立つることとなつた。

一、佐賀市赤松町元城内三十二番の二

池沼三町四畝五歩 (略圖に依れば萬部島町の道路北側より、宗龍寺裏を経て縣廳前の通路の東の分に當る)

一、同二十五番の二

池沼四町六反貳拾八歩 (略圖に依れば、佐賀中学校通りの道路西側より北堀端に沿ひ南折して西堀端通りの西御門道路に至る分に當る)

尙ほ同日の市会に於て

一、佐嘉神社外苑、貫通道路まで、幅員十四米、延長二百十四米を市道路線として認定の件

をも可決した、而して其埋立地は佐嘉神社外苑等、必要の部分を除きこれが完成の上公入札または随意契約に依り之を賣却するものであつて前記条件の如く埋立に着手した。

然るに一部市民間に埋立反対の説を為す者あり、佐賀城濠は周囲一里、幅四十間、舊時の偉観儼然として存<sup>びせま</sup>在し、且つ其池水は従来軍事上は固より、遊水地帯として、水利上甚だ必要である、今之を埋築して旧観を失ふに至らば、佐賀城數百年の歴史は全く素むるに所がなくなるであらう、現今佐賀城の歴史を物語る資料としては、たゞ鯉の門と、舊藩主の居室と、此城濠あるのみなるに、之を埋立て昔時の観を没するに至らば、歴史上また一ツの資料を永久に無くするは勿論、若し淫霖豪雨の為め洪水市内に氾濫し、市民水難に逢着することあらば之を如何にするか、当局は經濟一方にのみ偏せず、此等の点にも大に眼を注ぐべきだと云ふにあり。

市側でも此説一応尤もなれど、城濠としての偉観を損せざることに注意し、又城濠の遺跡は永久に記録標榜することに意を用ゆべく、且つ佐嘉神社外苑敷地の完成を急ぐ要あり又水利上の事は城濠を浚渫して之を深くし、毫も洪水の憂ひなからしむる考へであると云ふ。

反対側は曰ふ、城濠を如何に浚渫して深ふするとも、水が溜れば浚渫前と同様にして何等洪水防止の用を為さず、要は深くするよりも広くするにあり、此理最も見易き次第なるも当局既に埋立に決し居ることなれば、此上の論議を闘はずも詮なし、依て城濠埋立に就ては一部市民から反対の申出があつた旨を記録に残されたとしと陳情して引上げた。

### 第三節 埋立工事

恣て愈々埋立てに取掛り、先づ佐嘉神社前の城濠から着手した、同神社前の城濠は万部島道路の北側より宗龍寺裏を経て北堀端に折り、県廳前の街路より東方の城濠、三町四畝五歩にして昭和十年六月二十四日鍋島家より佐賀市に無償譲與されたものなるが、其内延長二百十四米幅員十四米を埋立て、佐嘉神社の外苑として鍋島家に献納するもので、埋立完了後その手続きを取りたれば、現在此の分に対する佐賀市の所有は一町五反二畝十六歩となる。

次に赤松町元城内の城濠(県廳前の街路より西、佐賀中学校通りまで)反別一町五畝二歩に就ては昭和九年六月十八日鍋島家より佐賀市に無償譲与(以下無償譲與の年月日同じ)されたものであつて其儘に保存せらる。

同元城内の城濠(佐賀中学校通りより西、北堀端通りから南に折れ、西御門の通りまで)四町六反二十八歩は無償譲與されたる後、北堀端及び西堀端の一部を埋立て(本章第一条条件の第三の口参照)個人に買却したる結果、現在市有の池沼として存在せるものは参町七反五畝二十五歩である。

また西御門より南へ、東に折れ南堀端の城南橋に至る池沼六町三反三畝八歩に就ては、無償譲與を受けて其儘に現存しあり、城南橋より東、北に折れて元県立佐賀工業学校の西門に至る分の城濠四町二反四畝八歩も無償譲與を受けて其儘市有池となり、其の以北、即ち万部島の東南部に当る城濠二町三畝二十四歩は無償譲與を受

けたる後、濠の一部に幅七米の水路を残し、昭和十三年十月埋立工事に着手し同十四年三月竣工した、其の埋立総面積は五千三百八十七坪二二である。

此の埋立て竣工後、県立病院西側の八百三十六坪は県立病院に譲渡すと同時に、百五十七坪を病院敷地と交換し、また軍事援護佐賀「ミシン」授産所の東側三百五十八坪は県所有地（元刑務所跡）の一部と交換し、龍谷中学校運動場西側の埋立地の一部を同校に譲渡し、元佐賀工業学校西側の埋立地の一部百十九坪は神野公園内の三浦光弘と交換した、此の地は新開地なるを以て、水ヶ江、城内線の市道開設に伴ひ百五十七坪を其道路敷きに編入し、更に最近に至り本県師範学校附属国民学校東側の埋立地六百十五坪を市内白山町納富太郎へ譲渡したが、残りの埋立地は閑地利用として市内新道区、及び二ノ丸小路区、佐賀高等学校、佐賀商業学校、本県師範学校等に無償貸與して蔬菜栽培などを為さしめてゐる。

恁て鍋島直茂以来三百年の歴史を有し、雄藩佐賀の堅城を護つた舊佐嘉城濠も、鍋島家より無償譲與を受け、佐嘉神社の外苑を除きたる外は、全部佐賀市の市有となつたのである。